

## 第 12 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 8 年 2 月 19 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後 2 時 59 分

### 出席委員

1 番委員	吉 井 美華子	2 番委員	石 坂 弘
3 番委員	隠 田 義 和	4 番委員	斉 藤 秀 樹
5 番委員	田 中 克 政	7 番委員	箕 輪 勝 弘
8 番委員	荻 本 末 子	9 番委員	鈴 木 晴 夫
10番委員	富 澤 弘 光	11番委員	中 村 佳 之
12番委員	倉 田 道 夫	13番委員	山 内 亜樹子
14番委員	高 橋 安 孝	15番委員	原 光 成
16番委員	小 林 卓 哉	17番委員	荒 井 啓 子
18番委員	粕 谷 弘 久	19番委員	榎 本 広 富
20番委員	杉 本 富美男		

### 欠席委員

6 番委員 榎 本 弘 行

### 事 務 局

局長	元木勇治	次長	高橋夏美
書記	佐野純子	書記	和田知子

○元木事務局長　皆さんそろいましたので、それでは、ただいまから第12回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ19人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、6番議席の榎本委員は、本日都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を隠田会長、よろしく申し上げます。

○議長（隠田会長）　皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、先月の研修会と新年会、大変お疲れさまでございました。引き続き、来週24日には第67回農業者大会と祝賀会がございます。農業委員の皆様におかれましては、農業委員会の年間行事の参加に御理解、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、早いもので、暦も立春が過ぎ、春が近づいてきましたが、まだまだ寒い日が続いております。風邪、コロナなどひかないように体調管理に十分御留意をいただきながら活動していただきますようお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、第5議席の田中委員、第7議席の箕輪委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局から説明いたします。

○佐野書記　それでは、報告第4号を御覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。相続など農地制度によらない農地の権利移動については、農業委員会にその権利移動を報告する義務があります。今回、相続による所有権の移転の届出がありました。

番号1を御覧ください。土地の所在は西つつじヶ丘3丁目●番●外6筆、面積は合計で1,200平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。1月27日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

次のページを御覧ください。資料、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。農地法第5条は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地に戸建て住宅や共同住宅、駐車場などを建設し、宅地や雑種地の地目に転用する場合に農業委員会に届出をするものであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は東つつじヶ丘3丁目●番●外2筆、面積は合計で1,600平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、●●●●氏、譲受人はタクトホーム株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。

これらの土地は、第四中学校の西側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、所有権移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。鈴木委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、1月16日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月23日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は東つつじヶ丘3丁目●番●、面積は12平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人はタクトホーム株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。

この土地は、第四中学校の西側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、所有権移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。鈴木委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、1月16日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月23日に受理通知書を交付しております。

なお、番号1と2は同一の開発ですが、所有者が異なるため届出が別になっております。

裏面、番号3を御覧ください。土地の所在は東つつじヶ丘3丁目●番●外1筆、面積は合計で360.99平方メートル、譲渡人は●●●●氏、●●●●氏、譲受人は株式会社飯田産業であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。

これらの土地は、第四中学校の西側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、所有権移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。鈴木委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、1月16日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月23日に受理通知書を交付しております。

専決処分の報告についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

特に御質問、御意見もないようですので、報告について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

○箕輪委員 すみません、番号2、●番●と書いてありますけれども、●番●の間違いですか。

○議長 もう一回最初からお願いします。

○箕輪委員 番号2の所在のところ、一●番●と書いてあるのですけれども、地図のほうでは●番●になっていて……

○議長 確認します。少々お待ちください。

○佐野書記 すみません、備考欄の地図の表記が間違っていて、土地の所在が合っています。●番●になります。申し訳ありません。訂正をお願いします。

○議長 地図のほうが間違っていたということで、訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○箕輪委員 はい。

○議長 ほかに何か御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。ア、令和7年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、以上3件を事務局より説明いたします。

○佐野書記　それでは、報告事項について御説明いたします。資料、報告事項アを御覧ください。令和7年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和7年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届出は件数1件、面積1,200平方メートル、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和7年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出はありませんでした。所有権の移転を伴う農地法第5条の届出は件数3件、面積1,972.99平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和7年度目的別農地転用状況について御説明いたします。一番下の表は、真ん中の表、令和7年度農業委員会審議状況について(2)の転用後の用途になります。今回総会での審議状況で前回から変更となった部分は、農地法第5条の表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものの件数18件、面積1万3,531.59平方メートル、表の右の合計欄、件数28件、面積1万8,373.79平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）についてであります。これは、農地の相続人が農業経営を継続する場合、一定の要件の下で農地等の相続税額が猶予される制度です。農業委員会が対象農地の状況把握を行うことで成り立っています。この制度の適用を受けるためには、適用を受ける農地、被相続人、相続人のそれぞれの要件を満たす必要があります。適用期限は終生で、相続税が免除になる期限までは農業経営を継続して行うこととなります。農業委員会が農業経営を行えるものと判断した場合にはこの証明書が交付されます。

番号1について御説明いたします。土地の所在は西つつじヶ丘3丁目●番●外4筆、面積は合計で1,122平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。倉田委員が現地確認をしております。なお、番号1につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために税務署に提出するものです。農地が適正に管理されていないなど、農業委員会でこの証明の交付がされな

い場合、納税猶予制度の適用を継続して受けることができませんので、納税猶予期限が確定し、相続税を遡って支払うこととなります。

番号1について御説明いたします。土地の所在は小島町2丁目●番●、面積は2,190.26平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。原職務代理が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町6丁目●番●外4筆、面積は合計で2,281.43平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は柴崎1丁目●番●外6筆、面積は合計で3,947.84平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。隠田会長が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は若葉町3丁目●番●外2筆、面積は合計で1,453平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。鈴木委員が現地確認をしております。

番号5について御説明いたします。染地2丁目●番●外4筆、面積は合計で2,612平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。粕谷委員が現地確認をしております。

なお、うち3筆、1,592平方メートルは、認定都市農地の貸付けを行っているため、認定都市農地の貸付けを行っている旨の証明書を併せて発行しております。

番号6について御説明いたします。土地の所在は柴崎1丁目●番●外13筆、面積は合計で8,083.11平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。隠田会長が現地確認をしております。

番号7について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町4丁目●番●外4筆、面積は合計で1,905.39平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本委員が現地確認をしております。

なお、番号1から7につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

御質問、御意見もないようですので、報告3件を承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、その他報告及び連絡事項について、事務局から説明いたします。

○元木事務局長　それでは、その他報告及び連絡事項です。

次回の総会は3月19日木曜日午後3時から、会場は調布市文化会館たづくり1001学習室になりますので、よろしく願いいたします。なお、役員会は同日午後2時30分からです。

事務局からの説明は以上です。

○議長　それでは、本日の日程は全て終了いたしましたので、これで第24期第12回農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会　午後3時16分

調布市農業委員会議事規則第53条の  
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

5 番委員

7 番委員